

# 鹿児島県立試験研究機関の共同研究に関する指針の運用について

## 第1 (趣旨)関係

県以外のものとは、国の各省庁、国立試験研究機関、国公立大学、都道府県の公立試験研究機関を除いたものをいう。

## 第2 (共同研究の実施の要件)関係

- 1 .(3)にある「財務能力」とは、共同研究を遂行するのに必要な資金又は資産を有することをいう。
- 2 . 研究機関の長が、共同研究の妥当性、契約内容等について判断する際は、研究機関内の合議制の組織であらかじめ十分な検討を行うものとする。  
なお、検討に際しては、事前に研究内容について明記された書類を共同研究者に提出させるものとする。

## 第3 (共同研究契約の締結)関係

- 1 . 短期間あるいは軽易であり、かつ特許等の発生の可能性がない共同研究で経費の徴収や負担を伴わないものについては、「共同研究契約」を締結する必要はないものとする。
- 2 . 「共同研究契約」を締結する場合には、県の契約当事者名及び決裁権者を研究機関の長とする。

## 第4 (共同研究契約書)関係

- 1 .(4)にある「共同研究の実施場所」については、県の施設、共同研究者の施設及びそれ以外の場所のいずれにも設けられるものとする。
- 2 .(5)にある「共同研究の実施期間」については、地方自治法第208条(会計年度及び独立の原則)：会計単年度主義の規定により実施期間は年度内とする。
- 3 .(6)にある「共同研究の分担及び管理」については、県が一体的に管理するものとするが、研究を分担しそれぞれの場所で行う場合は、県及び共同研究者がそれぞれで管理するものとする。
- 4 .(8)にある「共同研究に要する経費及びその分担」については、研究を分担しそれぞれの場所で行う場合は、県及び共同研究者がそれぞれ独立して予算を計上し会計するものとするが、共同研究者が県の施設と一緒に研究を行う場合は、共同研究に要する経費を県に納入させ、県で会計するものとする。なお、共同研究者に納入させる経費については、研究機関の研究員の人件費、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費は除くものとする。
- 5 .(10)にある「その他共同研究を行うために必要な事項」については、共同研究が災及びその他やむを得ない事由により継続することが困難になった場合には、県及び共同研究者が協議の上、中止できるものとする事、並びに、その場合、損害が発生しても両者は、賠償する責を負わないものとする事等の事項をいう。

## 第6 (共同出願及び実施)関係

(1)にある「共有発明の特許の出願」については、発明が生じた後、速やかに別途、「鹿児島県職員の勤務発明等に関する規程」(昭和38年11月4日訓令第25号)に基づく手続きを行うものとする。

## その他

共同研究を行う場合は、共同研究契約の締結前及び共同研究の終了後に各々の概要を別記様式に關係書類を添えて担当部長に報告するものとする。

( 様式 1 )

平成 年 月 日

担 当 部 長 殿

試験研究機関の長

## 県以外のものとの共同研究契約の締結について（報告）

このことについて，次のとおり契約締結の運びとなりますので，報告します。

課 題 名	
共同研究者	名 称 所在地
研究内容	
日 程	締結予定日 平成 年 月 日 期間 年
予算見込額	
担 当 者	

（事務担当は， 部 課）

( 様式 2 )

平成 年 月 日

担 当 部 長 殿

試験研究機関の長

## 県以外のものとの共同研究の終了について(報告)

このことについて、次のとおり終了しましたので、報告します。

課 題 名	
共同研究者	名 称 所在地
研 究 成 果	
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
決 算 額	
公 開 予 定	
担 当 者	

( 事務担当は , 部 課 )